

# 青森県報

号外第七十号

令和元年  
十一月二十九日  
(金曜日)

## 目 次

### 公安委員会

- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通企画課) ……一  
○青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に  
関する法律施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……二

## 公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

### 青森県公安委員会規則第七号

#### 青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の表中「法第百四条の四第五項」の下に「(法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第十一条第一号イに次のように加える。

(ト) タンデム車(複数人の乗用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車を用いる。)のうち、二人乗用としての構造を有するものに運転者以外の者一人を乗車させている場合

第十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第十七条第一項中「二通」を削り、同条第二項中「及び写真」を削り、同項第五号を削る。

第二十条第一項中「二通」を削る。

第二十四条中「道路」の下に「若しくは場所」を加える。

別記様式第十号から別記様式第十二号までを次のように改める。

別記様式第10号 (第17条関係)

受理番号 署号

安全運転管理者等に関する届出書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

安全運転管理者 } を 選任  
副安全運転管理者 } 了解任  
選解任

① 届出者(自動車使用者)の氏名(法人にあっては  
その名称及び代表者の氏名)及び住所  
住所

届出事項 ① ② ③ ④ ⑤ を変更

氏名

印

お届けします。

(電話)

選任年月日

年 月 日

② 住所 (住民票の住所と現住所が違ふ場合は、現住所を記載)

氏名(ふりがな)

生年月日

年 月 日 生 ( 歳 )

資格要件

安全運転管理者等

運転管理2年以上

公安委員会の講習を修了し、運転管理1年以上

公安委員会の認定

運転管理1年以上

運転経歴3年以上

公安委員会の認定

職務上の地位

免許種類別

免許年月日

交付年月日

交付公安委員会

安全運転管理者等が運転免許を受けている場合

勤務形態

経歴期間

安全運転等

転任年月日

転任理由

備考

(記載上の注意事項)  
1 ※前記は、警察署で記入すること。  
2 □欄は、該当するものに○をすることを押印すること。  
3 届出者の印欄には、社印又は代表者印を押印すること。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(添付書類)  
1 住民票の写し又は戸籍抄本  
2 自動車安全運転センター法に規定する運転記録証明書  
(3年又は5年のももの)  
3 現住所と住民票の住所が異なる場合、在籍証明書

別記様式第11号 (第18条関係)

(表)

--	--

注 地色は黄色とし、文字は黒色とする。

10.5  
cm

第 号	年 月 日生	安全運転管理者	事業所名	
				上記の者は、道路交通法第74条の3の規定による安全運転管理者として届出されたものであることを証する。
				年 月 日
				青森県公安委員会 印

  

講 習 了	受 講 証 明 印
年講習	

10.5 cm

(裏)

	副 安 全 運 転 管 理 者 証
--	-------------------

10.5 cm

(表)

注 地色は緑色とし、文字は黒色とする。

別記様式第12号 (第18条関係)

第 号	年 月 日生	副安全運転管理者	事業所名	
上記の者は、道路交通法第74条の3の規定による副安全運転管理者として届出されたものであることを証する。 年 月 日 青森県公安委員会 印				
講習修了	受講証明印			
年講習				

14.5 cm

10.5 cm

1 解任されたときは、本証を届出警察署を通じて返納すること。

2 本証を紛失、破損等したときは、届出警察署を通じて再交付を受けること。

3 本証は、他人に貸与したり譲り渡したりしないこと。

注 意

(裏)

別記様式第十七号を次のように改める。

別記様式第17号 (第21条関係)

※ 受付	年 月 日	※ 通知書	
※ 開催地		番 号	
安全運転管理者等講習受講申請書 青森県公安委員会 殿 受講者氏名			
道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等講習を受けたので申請します。			
勤務先の所在地			
勤務先の名称			
生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳 )		
手 数 料 (県収入証紙)	ちょう付欄		

- 注
- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 2 鉛筆や消せるボールペンは使用しないこと。
  - 3 修正ペン、修正テープは使用しないこと。
  - 4 受講者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 5 本申請書は、受講日当日に会場受付に提出すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



別記様式第四十三号から別記様式第四十七号までを次のように改める。

別記様式第43号（第43条関係）

※受理年月日	年	月	日
※受理番号			
※登録年月日			
※登録番号			

### 登録申請書 登録更新

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録  
道路交通法第51条の8 第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新  
の申請をします。

青森県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事務所の所在地)  
(名 称)  
(代表者の氏名)

㊦

(ふりがな) 法人の名称			
主たる事務所の所在地	電話 ( ) )		
法人の種類	1 株式会社	2 財団法人	3 社団法人
	4 その他 ( )		
(ふりがな) 代表者氏名			

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録年月日	年	月	日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号		
登録通知書に記載されている登録番号	第	号		

[法人関係]		[各役員関係]	
<input type="checkbox"/>	定款・寄附行為等	<input type="checkbox"/>	住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第5号に掲げる事項 (外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等) が記載されたものに限る。)
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	診断書
<input type="checkbox"/>	役員の氏名及び住所を記載した名簿		
<input type="checkbox"/>	欠格事由に該当しない旨の誓約書		
<input type="checkbox"/>	資機材を保有する旨の誓約書		
<input type="checkbox"/>	駐車監視員資格者証の写し (2頁以上)		
<input type="checkbox"/>	事務所に係る資料		

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

収入証紙貼り付け欄

--	--	--

別記様式第44号 (第44条関係)

第 号

登 録 (更 新) 通 知 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名 )

殿

第 1 項 に 規 定 す る 登 録  
道路交通法第51条の 8 第 6 項 に 規 定 す る 登 録 の 更 新  
を 行 い、 下 記 の と お り 登 録 簿  
に 登 載 し た の で 通 知 し ま す。

登録 (更新) 年月日	年 月 日 (有効期限	年 月 日)
登録 番号	第	号

(注： 登録の更新は、有効期限の 月前から 日前までの間に申請してください。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第45号 (第44条関係)

第 号

登 録 (更 新) 申 請 に 関 す る 通 知 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名 )

殿

年 月 日 付 け の 道 路 交 通 法 第 51 条 の 8

第 1 項 に 規 定 す る 登 録  
第 6 項 に 規 定 す る 登 録 の 更 新

の 申 請 に つ い て は、 下 記 の 理 由 に よ り 登 録 (更 新) し な い こ と と し た の で 通 知 し ま す。

理 由

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます (なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  - 処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として (訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません (なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号 青森県警察本部交通部交通指導課 電話017-723-4211

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第46号 (第45条関係)

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名 )

殿

道路交通法第51条の100の規定により、登録(登録番号 第 号)を

取り消したので通知する。

理 由

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先  
〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号  
青森県警察本部交通部交通指導課  
電話017-723-4211

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第47号 (第46条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	年 月 日
※修了証明書交付年月日	年 月 日
※修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

印

本籍	〒 都道府県
住所	電話 ( ) (自宅・携帯)
氏名 (ふりがな)	性別 男・女
生年月日	年 月 日生
勤務先その他の連絡先	電 話 ( )
受講希望年月日	

実 施	※受講年月日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで ( )	※修了考査の結果	合・否
※受講場所				
※受講番号				

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙貼り付け欄

--	--	--

別記様式第五十号及び別記様式第五十一号を次のように改める。

別記様式第50号 (第19条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	年 月 日
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊦

本 籍	〒 _____ 都道府県	
住 所	_____ (自宅・携帯)	
電 話	( _____ ) _____	
氏 名	姓 別	性 別
生年月日	年 月 日	男・女
勤務先その他の連絡先	電 話 ( _____ ) _____	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
証 明 書	番 号	
交付年月日	年 月 日	

※ 添付書類

修了証明書又は認定書

住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第5号に掲げる事項 (外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等) が記載されたものに限る。)

診断書

誓約書

写真2枚 (うち1枚貼付)

記載事項

1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

収入証紙貼り付け欄

--	--	--	--

別記様式第51号 (第49条関係)

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名)

殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証(第 号)の返納を命ずる。

理 由

- この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。
- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先	
〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号	
青森県警察本部交通部交通指導課	
電話017-723-4211	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十四条、別記様式第十号から別記様式第十二号まで、別記様式第十七号、別記様式第四十四号から別記様式第四十六号まで及び別記様式第五十一号の改正規定 公布の日

二 第二条、別記様式第二十号の六及び別記様式第二十号の八の改正規定 令和元年十二月一日

三 別記様式第四十三号、別記様式第四十七号及び別記様式第五十号の改正規定 令和元年十二月十四日

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青森県道路交通規則別記様式第十号、別記様式第十七号、別記様式第二十号の六、別記様式第二十号の八、別記様式第四十四号から別記様式第四十六号まで及び別記様式第五十一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第八号

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年五月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第一号（第4条関係）

	安 全 運 轉 管 理 者 証
--	-----------------

14.5 cm

10.5 cm

注 地色は黄色とし、文字は黒色とする。

( 表 )

別記様式第1号 (第4条関係)

14.5 cm

(裏)

第 号	<p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第1項の規定による安全運転管理者として選任されたものであることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">青森県公安委員会 印</p>	
講 習 了	受 講 証 明 印	
年講習		

10.5 cm

注  
意

- 1 解任されたときは、本証を所轄警察署を通じて返納すること。
- 2 本証を紛失、破損等したときは、所轄警察署を通じて再交付を受けらるること。
- 3 本証は、他人に貸与したり譲り渡したりしないこと。

別記様式第2号 (第4条関係)

14.5 cm

(表)

副 安 全 運 転 管 理 者	証
--------------------------------------	---

10.5 cm

注 地色は緑色とし、文字は黒色とする。

別記様式第2号 (第4条関係)

14.5 cm

(裏)

<p>第 号</p> <p>営業所名</p> <p>副安全運転管理者</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第4項の規定による副安全運転管理者として選任されたものであることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 印</p>	<table border="1"> <tr> <th>講 習 了</th> <th>受 講 証 明 印</th> </tr> <tr> <td>年 講 習</td> <td></td> </tr> </table> <p>10.5 cm</p> <p>注 意</p> <p>1 解任されたときは、本証を所轄警察署を通じて返納すること。</p> <p>2 本証を紛失、破損等したときは、所轄警察署を通じて再交付を受けらるること。</p> <p>3 本証は、他人に貸与したり譲り渡したりしないこと。</p>	講 習 了	受 講 証 明 印	年 講 習		年 講 習		年 講 習		年 講 習		年 講 習		年 講 習		年 講 習		年 講 習		年 講 習	
講 習 了	受 講 証 明 印																				
年 講 習																					
年 講 習																					
年 講 習																					
年 講 習																					
年 講 習																					
年 講 習																					
年 講 習																					
年 講 習																					
年 講 習																					

10.5 cm

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭